

ロバート・ダーントン著
上村敏郎／八谷舞／伊豆田俊輔訳
『検閲官のお仕事』
みすず書房 2023年

佐々木 淳 希

本書は、ブルボン朝フランス、イギリス統治下のインド、ドイツ民主共和国（以下、東ドイツ）という、異なる三つの権威主義体制における検閲のあり方を論じたものである。その際、表現者と検閲者が対立する創造と抑圧の二分法ではない、検閲の幅広い側面を明らかにしている点に本書の最大の特徴がある。

加えて、訳者解説で触れられているとおり、「史料をもって語らせる」というスタイルにも特徴が見られる。ダーントンは、警察史料や無数の書簡を渉猟して、検閲がいかに複雑な相互作用として実践されていたかを跡づけるとともに、そのミクロな世界を通じて当時のマクロな社会状況を再構成している。また、第三章では検閲官へのインタビュー調査を実施し、それらに対して文書館史料を用いて史料批判を行うという、「歴史家のお仕事」が随所に垣間見られる点も、歴史学に関心を寄せる読者にとって読み応えある要素であろう。

以下で、本書の内容を簡潔に紹介したうえで、その意義や疑問点を論じる。

まず第一部では、ブルボン朝フランスにおいて、「王の検閲官」と呼ばれた人々が検閲を担い、単に不適切な書籍の排除だけでなく、文章の添削も含めて、書籍の価値を高め、その品質証明としても機能していた様相が論じられる。

検閲官は、受け取った原稿を事細かに確認し、問題となる箇所を削除し、必要な修正を書き直すよう著者と交渉した。その目的の多くは文体の改善であり、文芸的な価値という視点から原稿を眺めていた。そして、「特認」をもって印刷許可を与えるに際しては、検閲官の署名付きで推薦文とも読める査読結果が記され、さながら、今日の査読者のような役割を担った。

もちろん、検閲はこのような文章上の校正にとどまらず、書籍の発禁処分や著者の逮捕に至ることもあった。とはいえ、宗教上の異端や明白な反体制的な内容を含む書籍はそもそも検閲に提出されることなく、検閲者にとって問題となったのは王室や高位貴族の醜聞に関わるもので、王による恩寵という意味をもつ特認の是非を審査するにあたっては、王室の権威や宮廷内の秩序の維持が主な眼目であったことが読み取れる。そして、反宗教的、反体制的な書籍は、フランス国外で出版され地下市場を通じて流通することができた。国外出版という選択肢が残された環境にあって、当局は、「黙許、単純許可、見逃し、そのほか国内生産を有利にする措置」を活用し、正式な手続きを踏まずとも書籍が流通しうる余地を残していた。

このように、経済性という観点を重視し、多くのグレーゾーンを検閲が残していたことも注目に値するが、第一章の白眉はブルボン朝フランスにおける書籍・文芸をめぐる世界の広さを明らかにしたことであろう。ダーントンは、王室の醜聞を「ほめかし」た書籍に対する発禁処分や関係者に対する取り締まりから、ブルボン朝フランスでは、貴族の使用人、それも女性が禁書とされる類いの本を執筆し、その流通にも様々な階層の人間が携わっていることを明らかにし、我々が考えるよりもはるかに広い文芸の世界が広がっていたことを教えてくれる。

第二部では、イギリス統治下のインドが扱われる。英領インドでは当初、自由主義的な観点からイギリス本国と同様に出版・言論の自由を認め、検閲が行われることはなかった。ただし、これはイギリス人支配層がインドの文芸に関心がなかったということの意味しない。イギリス人は、現地官僚の力も借りて、インド国内で出版されるあらゆる書籍の目録を作成し、それら一つ一つの

書誌情報を詳細に記述しようと試みた。注目すべきはその「備考欄」であり、そこには、単なる書誌情報にとどまらない、様々な情報が書き込まれた。しかもそこでは、思想的な統制や現地住民の不満の監視といった「検閲」という言葉から私たちが思い浮かべる内容というよりも、むしろサンスクリットの伝統との連続性といった文芸的な価値に基づく評価が多く書き込まれていた。これらの目録は一般に公開されず、ただ当局のみが手にすることができ、検閲に活用されることもなかった。

しかし、1900年代に入ると状況が一変する。ベンガルでの反乱を契機に、イギリスはインドにおける統制を強め、社会秩序の混乱を扇動しうる文芸への検閲を行い始める。ここでも、ダントンは、検閲のイメージを拡大し、書かれたテキストだけでなく、朗読され演じられたものまでも検閲の対象とされたことを指摘する。つまり、文字だけが特権的なコミュニケーション手段なのではなく、インド社会においては身振り手振りを伴って演じられることが特別な意味を有していることを、イギリス人統治者が正しく認識していたことが示される。

そして、その検閲の手法もブルボン朝フランスの事例とは異なっていた。英領インドでは、出版前の書籍が当局に提出されるということではなく、出版後、あるいは演じられたのちに、裁判という手段でもって事後的な検閲が行われた。

最後に第三部の東ドイツの事例では、フランスと同じく、著者と検閲官、編集者の共同作業が事細かに明らかにされ、検閲が一方的な抑圧にとどまらないことが論じられる。まず、検閲官の証言に基づき、あらゆる出版物が、「出版・書籍取引総局」を経て最終的にはドイツ社会主義統一党（SED）の党中央委員会に至る巨大な「計画」システムのもとで決定されていたと論じられる。ここでも検閲官たちは文芸の質の向上こそが自身の責務だとみなしており、彼らや編集者たちは各人発揮できた「行動の余地」を巧みに利用して、「計画」の隙間をついて、自らの意図を達成していた。

さらに、閲覧が可能となった文書館史料を用いて党幹部や著者、検閲官たち

のやり取りを再構成することで、ダーントンは検閲の実態により一層深く踏み込んでいく。

東ドイツにおいても、検閲は二分法で語ることのできるものではなく、多くの妥協や交渉が入り込む余地のあるものであった。つまり、システムに還元されない「個人的なつながりからなる非公式ネットワーク」が重要な役割を果たしており、著者から党指導者に至る関係性の網が張り巡らされていた。

しかし、フランス、インドと大きく異なるのは、検閲があらゆる次元、とりもなおさず、著者の頭の中や編集者とのやり取りというレベルでも発揮された点にある。著者は、完成原稿ではなく初期の草稿や断片的な文章を出版社に送り、編集者との共同作業でもってテキストを完成させる。その過程ですでに、「自己検閲」が働き、当局によって問題視されそうな文章は排除されていた。もちろん、東ドイツの指導者たちは、溶解処分や西ドイツへの旅行許可といった、硬軟折り混ぜた様々な手段で権力を行使し、著者を統制しようと試みたが、それ以前に、編集者や検閲官との交渉を受け入れることで、著者は検閲システムのなかに組み込まれ、それに加担していた。

ただし、編集者はイデオロギー面での逸脱を発見し、書き直しを要求するだけでなく、フランスの検閲官と同様に、芸術的質にも注意を払って東ドイツ文学の発展に貢献する準備があり、西側の編集者たちと似た役割も果たしていたことが伺える。

以上のように、ダーントンは、膨大な史料を渉猟し三つのシステムにおける検閲の様相を克明に描き出している。ダーントンは描いた検閲の姿は、一般に想像される創造と抑圧という対立構図だけで理解することのできるものではない。許可と弾圧との合間には大きなグレーゾーンが存在し、著者と検閲官の間には一種の共犯関係さえ成立していた。そして、発禁や関係者の法的処罰といったあからさまな弾圧だけでなく、ミクロな次元でいかに国家の権力が人々の思考を規律づけ、統制しようとしたかを読者にまざまざと見せつける。

また、検閲とは「解釈」の問題であり、検閲官たちが、テキストがどのように読まれ受容されるかに並々ならぬ注意を払っていたことを指摘している点も

本書の大きな意義であろう。どの体制の検閲者も、テキストの正統な読み方をめぐってしばしば争っていた。しかしながら、ダントンが取り上げた三つの体制においては、権力のあり方が異なっているように評者には思われる。ブルボン朝フランスと英領インドにおいては、権力が特権的な知の保持者として立ち現れ、「正しい」解釈を加える権利を自らに留保していた。英領インドの事例で顕著なように、それはフーコー的な知に立脚した権力であり、解釈を支える知識の蓄積は公開されず、いつ、どのように行使されるか不透明であるという意味で、優れて独裁的なシステムである。したがって、ひとたびテキストが支配者にとって不都合なものとなされると、当局はそのテキストを「正しく」解釈し、その「過ち」を断罪、処罰する。

これに対して、東ドイツの検閲はまた異なった様相を見せる。東ドイツにおいても、特権的な解釈者の地位をめぐるアクター間の争いがあるものの、ここでは、「異端」や「逸脱」といった過ちの排除というよりもむしろ、「正しさ」を競い合っているように見受けられる。著者や編集者は、「党の路線^{ライン}」や社会主義リアリズムの要求に適合するよう、テキストを編み、それらが適切に表明されるよう気を配った。そして、検閲官たちは査読レポートの形で、テキストがいかに党の決定した方針と合致しているかを支配者たちへ報告した。もちろん、回収や溶解処分といった不適切なものの排除も見られたが、それ以上に、単一のイデオロギーへと人々を鑄直そうとする力が働いている¹⁾。「文学におけるすべての機関は共産党によって統制されており、検閲官たちは「常に忠実な党员で」、「『計画』は東ドイツ流のポリティカル・コレクトネスを執拗に守っている」と筆者が指摘するように、正統な社会主義思想で社会全体を貫こうとする強い意志が感じられる。そして、「緑の小人」といった表現が示唆しているとおり、この権力は、常に、どこでも作用しているのだ。それこそが、全体主義を他の権威主義体制や独裁から区別する要素であり、この両者の

1) 全体主義体制においては、個人々が完全に孤立したうえで、「運動のメンバーの一人々々が百パーセントのボルシェヴィスト乃至ナツィとな」ることが要求される。アーレント、1974、172頁。

間には大きな隔たりがあると考えられる。したがって、これら三つの体制に対して、はたして「検閲」の民族誌的な視点でもって権力の働き方を語る事ができるのか、評者には少々疑問が残った。

最後に、本書の課題を越えた議論となるが、「はじめに」や訳者解説で言及されているように、SNSがコミュニケーションの最重要の手段となった時代を意識して本書が書かれていることを前提とすると、本書はまた別の一面が浮かび上がってくる。

ダーントンが論じたのは、支配者が「真実」を定め、そこから逸脱するものを抑圧してきた歴史だとすれば、現代の私たちは、あらゆる言説が等価に扱われ、「真実とは見る人次第に、事実は代替可能で社会的に構築されたものなんだん思えてくる²⁾」時代に生きている。つまり、「ポストトゥルース」や「フェイクニュース」が流行語となり、確証された事実が否定され別の「事実」が対置されて、議論の余地があると思わせられてしまう時代。インターネット上の匿名の発言者だけでなく、政治家までもが、意図的な嘘や煽動を駆使し、あらゆる規範をあえて破り、「なんでもあり」なようにふるまう「恥知らずな常態化」が進行している時代である³⁾。

こうして、SNSやテレビ、雑誌といったあらゆるメディア上で、事実でない言説やヘイトスピーチがはびこり、何が真実であるか一目で理解できない状況が生まれる。そしてそれは、リベラル・デモクラシーを成り立たせてきた合理性や真実への信頼を蝕み、対話を不可能なものとする。一部の報道機関や市民団体がファクトチェックを行うことで、これに対抗しようとする動きもあるが、SNS時代において、一度出回ってしまった言説を修正することは不可能に近く、エコー・チェンバーやフィルター・バブルを経て、社会の一部分でそれらが「真実」と受け取られてしまう危険性が高い。その意味で、「言説市場」のような存在を措定し、「市場」が言説の当否を決定するという立場には、「悪

2) カクタニ、2019、34頁。

3) 「ポストトゥルース」や「恥知らずの常態化」に関しては、カクタニ、2019 およびヴォダック、2023を参照のこと。

貨は良貨を駆逐する」事態になりかねず、評者は与することができない。

確かに「検閲」は国家による暴力の行使であり、その手法はますます洗練され知らず知らずのうちに私たちの思考を制限しているかもしれない。一方で、当の「言論の自由」を盾に、「なんでもあり」の言説が民主的な社会の基盤を掘り崩すことに対して、「自由」の限界はどこにあるのか、市民社会による一種の「検閲」なるものはありうるのか、といった議論が現在求められているようにも思われる⁴⁾。このような観点からすれば、本書が明らかにした、単なる抑圧者としてではなく、表現者と密接な共同作業を行い、「品質保証」とも言える機能を一方では担っていた検閲官のふるまいは、SNS や AI 技術が急速に発達する現代に生きる我々がこれからの公共空間における表現や言論のありようを考えるうえで、非常に示唆に富むものではないだろうか。

以上の指摘は、本書の枠をはみ出したものであり、なんら本書の価値を減じるものではない。むしろ、このような思考へと読者を導いてくれる点に、本書の現代的価値があるとも言えよう。

参考文献

- ハンナ・アーレント (1974) 『全体主義の起源 3 全体主義』 大久保和郎／大島かおり訳、みすず書房。
ルート・ヴォダック (2023) 『右翼ポピュリズムのディスコース 第2版—恐怖をあおる政治を暴く』 石部尚登訳、明石書店。
小野寺拓也／田野大輔 (2023) 『検証 ナチスは「良いこと」もしたのか?』 岩波書店。
ミチコ・カクタニ (2019) 『真実の終わり』 岡崎玲子訳、集英社。

4) SNS 上の誤った言説に対抗した事例として、小野寺／田野、2023 が参考になろう。